

第3回 森林整備と財源のあり方検討委員会議事録

○ 第3回検討委員会日程表等

- 1 日 時：平成29年10月18日（水）午後1時～3時
- 2 会 場：新潟県自治会館 901 会議室
- 3 出席者：紙谷会長、駒宮委員、長谷川委員、矢島委員、磯田委員（代理出席）、
神田委員、高橋委員

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 議事の進め方について
- (3) 議 事
・森林整備のあり方・対象
- (4) 閉 会

5 議事の経過

会長	議事の進め方について事務局から説明をお願いします。
事務局	議事の進め方及び資料4について説明
会長	事務局から説明がありました資料2、3については、この後説明していただき、後で議論します。 資料4ですが、議事説明後一括して質問を伺うということでいいかと思いますが。 すぐに聞いておきたいことがありましたらお願いします。お気づきの点がありましたらまとめてお願いします。 それでは議事に入ります。森林整備のあり方の対象について、事務局から資料2、3について説明をお願い致します。
事務局	資料2、3について説明

<p>会長</p>	<p>説明の最後にもありましたが、資料3の公的関与が必要な関連施策に関しては、国の政策も今のところハッキリしていないので、これは現時点で決めておく内容ではないと思います。</p> <p>一番大事なのは資料2の公的関与の必要な森林の範囲です。規模も必然的に決まるのですが、この範囲をどうするのかというところが最も重要なところではないかと考えます。</p> <p>それ以前の問題として、本県として森林環境税をどのようにするのか、それが大前提です。流れとしてはそういうところを主に議論の中心にして頂ければと考えています。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足説明（参考資料「本県の森林の状況」）</p>
<p>会長</p>	<p>今ほどの参考写真を見て頂くと、一般的なスギの林地を間伐したりしている状況ですが、植えたものがそのまま大きくなって、林が一つの階層で形成されるものを単層林といいます。皆伐する前に植栽しておいて、上層の木を伐ったら次の木が大きくなる複層林という仕組みの林もあります。ただ新潟は上がスギで下がヒバ位です。</p> <p>一時期にスギの下にスギという施業も行われましたが、無理ということが判ってきました。新潟の場合は広葉樹とスギの複層、あるいは混交も、作った訳でなく、結果的にそのようになった林がすごく多く、国の示す施業としての複層林に対応する様な林は新潟の場合は現行ではあまり無いという感じです。</p> <p>人工林の場合は1頁という様な状況ですが、2頁目に薪炭ブナ林の例、魚沼市のブナ林です。左側の薪炭ブナ林は、結構きれいな方で、実際は雪がなければ低木が相当うっそうとした状態になります。右側の写真は凄くきれいになっていますが、これは2回くらい間伐が入っている薪炭ブナ林で、ブナも間伐すれば凄く成長します。新潟ではそろそろこういう大きさになっているところも出てきております。</p> <p>それが今日のお話にあった県の方針の中で出てくる国と違うところがこのような広葉樹で、旧薪炭林についても対象にしたらどうかというところの写真になります。</p>
<p>委員</p>	<p>大変基本的な事を聞くと思うのですがけれども、論点1のところから説明して頂いた①の条件不利地というのは、あくまで公益的機能の低下が懸念されるという部分を本県に当てはめたら、これぐらいの量になると</p>

	<p>の試算でよろしいでしょうか。</p> <p>ここで②の条件不利な経済林というのは、どういうものをイメージすればよろしいのですか、具体的にどれくらいあるのかというのがここでは判らないので教えて頂ければと思います。</p>	
事務局	<p>まずは①の部分が国の考え方に準拠して条件設定をすると公益的機能の低下が懸念される部分、これが5万ヘクタールです。</p> <p>前回、検討委員会の中で委員の方々から経済林についても安易に対象外とすべきではないのではないかとという様なご意見を頂き、経済林の中にも対象となりうる部分があるのではないかとということで、こういった点線の囲みに入れさせて頂いている。</p>	
委員	<p>可能性として書かれていて、具体的に今どれくらいといったことではないということですか。</p>	
事務局	<p>はい、そうです。</p>	
会長	<p>この資料 2-4 の、この条件不利地というのが今の話の中のものですか。</p>	
事務局	<p>ここに書かれている森林のデータ、成長量ですとか、道からの距離ですとか、傾斜とかそういったデータをいろいろ持っていますので、国と同じ条件設定で区分すると、この様に試算されます。</p>	
会長	<p>この資料 2-4 の条件不利地で囲まれているところは資料 2-1 のどこにありますか。</p>	
事務局	<p>資料 2-4 にある 5 万 5 千ヘクタールというのは資料 2-1 の①公益的機能の低下が懸念、5 万ヘクタールとその左側の 0.5 万ヘクタールを含めた 5.5 万ヘクタールということでご理解頂きたいと思います。</p>	
会長	<p>そうすると資料 2-4 の条件ですと急傾斜地 30 度以上では、平均成長量や道路からの距離では比較的いい場所でも条件不利地になりますね。</p>	
事務局	<p>傾斜が急であれば、条件不利地に持っていくという考え</p>	
会長	<p>論点 1 の公益的機能の低下が懸念は 5 万ヘクタールと、左側の 0.5 万</p>	

	ヘクタールを合計したところですね。	
委員	<p>手入れが不十分であるという所と条件が悪いという所は一致していると考えていいですか。</p> <p>今のお話ですと条件の悪い所イコール手入れがされていないという認識だった気がしました。そういう理解でよろしいですか。</p>	
事務局	<p>森林上は必ずしも一致は致しませんけれども、今回の整理はそのように概念上は考えて頂いてもよろしいと思っております。</p>	
委員	<p>現実には一致しないけれども概念上というのはどういうことでしょうか。</p>	
会長	<p>資料 2-5 でまとめられたところですよ。</p>	
事務局	<p>そうです。</p>	
会長	<p>手入れ不十分と右側に書かれているところで、条件不利地が人工林の私有林で 5 万ヘクタール、公有林で 0.5 万ヘクタールですよ。ここに手を入れなければいけないと考えていいですよ。その上の人工林というところをどうしようかということですね。</p>	
事務局	<p>そういうふうにお考えいただいて良いです。</p>	
委員	<p>逆に考えると、条件の良い所は十分それなりに手入れがされているという前提になってしまうのですが。</p> <p>たとえば経済効率から考えると、本来は条件が良いのだけれども手入れが十分ではないところを最優先すべきであるというふうに考えるべきと思うのですが、今のお話ですと条件が悪い所を中心に面倒を見て行くというところがあって、条件のいい所でも手入れが不十分な所があってもそこは対象としないという様に聞こえてしまうのですが、それはいかがでしょうか。</p>	
事務局	<p>条件が悪い所を支援の対象地にいたしますけれども、37 府県の施策のところをご覧いただきましたとおり、経済林の部分にも支援されている部分もありますので、まずは対象がどこかということと支援する施策が</p>	

<p>会長</p>	<p>どこに該当するかというのは、違う区分が必要かなと思っております。</p> <p>本来は森林の環境が論点なので、公的機能が十分に発揮できていないので、そこは発揮させましょうというための財源なので、林業がうまくいかないのそこに手を入れましょうという話とは少し違うと考えた方がいいと思います。</p> <p>結果的に公益的機能が損なわれている林業がどうしようもなくなっている人工林（経済林）にも手を入れるということですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>第2回目の議事録を拝見した時に感じたことなのですが、今先生が言う様に森林を環境だけを見ていくのか、環境を良くして新潟県の森林がきちんと生きてゆけるような森林を作っていくということが主であって、それを利用することによって新たな森林を再生していくってことをテーマにしている訳ではないのですか。</p> <p>もう一つ、今ある新潟県の森林資源を資源としてみているのか環境としてみているのか。</p> <p>例えばブナ林は非常にいいので、それは環境としてブナを整備して森林環境を作っていくことは大事ですけれども、スギは用材林として植林をした訳だから、それが必要無いというなら、どう保全してゆくかということになるし、それを間伐するということは木の質を良くすることにも繋がる訳ですよ。</p> <p>このことを整理しないと、どこまで対象とするかということについては、両方と言うのであればいいのですが、そこを整理しないとどこまで範囲にするかという議論にならないのではないのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>委員の言うとおりで、人工林に関しても全て経済的な機能だけではないです。スギを植えたからといってスギ林が水源涵養をやめる訳ではないし、土砂の流出を抑えることもありますよね。人が手を入れてないと経済的な機能がなかなか発揮できていないので、同時に発揮してほしい機能も上手く働かない状態になっています。</p> <p>経済的な動きが出てくればいいのですが、出てこないで森林自体が上手く機能を発揮できていないという流れで経済林のところ議論されるべきですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>前回林業に従事されている方の説明がありました。その議事録を見ていたら、まだ需要があると、道路さえ整備すればできるという発言があ</p>

<p>会長</p>	<p>って、非常に印象深く読んだのですが、実際、もっと伐り出せば需要もあるのですけれども、どこかと言われると非常にエリアは難しいのですが、それを資源として使うことはできます。</p> <p>伐採後は植林していけばいいので、何十年か後はきちんと管理していけば、また同じ様な状態になりますけど、スギという樹種で見た場合に、経済的価値というのは1種類ではないのです。</p> <p>何に使われるかによって、その価値が違うのでどういう価値のスギを育てるかを見極めるということも大事です。</p> <p>環境ということであればスギはスギでしかないかもしれませんが、経済的価値は少なくとも4段階位あるので、その価格は倍位違うのです。そういうことも考えないと、環境だけでやるのだったらいいのですが、どこを対象にするっていう話になってくると、どういうスギを求めているのか、スギの質の要素があるのではないかと思います。</p> <p>同じ林業地であっても、新潟県の場合、村上市の山北地域、阿賀町は林業で経営がされている所です。そこではかなり質の高い用材をこれまで出しているし、これからも出していくけれど、そうではないところ、これまで用材林業の経験のないところ、中越地区も上越地区も、そこは山北地区の様な丁寧な手入れはしていないし、雪も凄いいし、そこでは委員が言ったようにそこから出てくる材は当然、利用の段階で選別されていく形になります。</p> <p>その時に山北地区みたいな林をきちんとしていかないと資源としては保全できないだろうということですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1回目の検討委員会の時に、この検討会を起ち上げる設置の目的、要綱第1条にも出てきますが、森林の公益的機能の維持・保全を図るために必要な森林整備と財源のあり方を検討するということからスタートしていますので、まずは環境面、公益的機能発揮のために必要なあり方をご検討いただきたいというふうに考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>森林環境税、こうした写真に見られる様に最近水害とかこういった災害が非常に多いというのは、やはりこの山地が荒れていることです。それが要因とすると今は森林、山の整備っていうのがこれを避けるには欠くことの出来ない要件ですけれども、森林整備は金もかかるし、また人材もない訳ですから、それをどう取り組みをするか、いわゆる財源をどのように作っていくかということが一番な訳です。</p>

<p>会長</p>	<p>山のスギ、ブナがどうだということではないのではないかと思います。それをどう整備して、その財源をどう生み出していくかということ、その議論でいいのではないかと思います。</p> <p>本来ならば委員が言っている様に林業全体の中で今の話は議論されるべきです。ただ今回の場合は結論の部分はもう少し狭い所なので、残念ながらそこまで広げられないのですが、経済林の部分に関しては当然組み込んでいく部分もありますので、それも考えながら公益的機能の懸念の部分を中心に話をしていくことになるかと思えます。</p> <p>最初に前提として、まずは国が森林環境税ということで議論しておりますので、重複する様な感じになるのですが、論点1で議論しようとしているのは、国が対象としている所と少し違います。新潟県は他では対象にしない部分があるのではないかとということで新潟の森林環境税をどうするかというまずそこが大前提です。</p>
<p>委員</p>	<p>第1回の会議の時に要望したのですけれども、今回の会議で森林の整備とその財源をどうするか、その財源を税でとるのだということですね、それなりの公益的な目的で税を投入するのだけど、理由がなければならぬという中で森林にも経済目的のものもあれば、防災目的のものもあるし、あるいは住民の憩いのための森林もある訳です。</p> <p>まずその目的別に、この地域はどういう目的の森林かという実態把握が前提にあります。その辺を示してほしいということを第1回の時に要望しました。</p> <p>今回、資料2-5で新潟県はこのように分類されると表がありますが、実際に新潟県全体の森林中でどの地域が経済林なのか、どの地域が防災林なのか、1つの森林が1つの目的だけに限られる訳ではなくて、経済林、防災目的、複数の目的が重複している地域もあれば、ここの地域はとて経済林としては適さないのが完全に防災目的だけの地域であるとか、そこの辺をまず実態把握があって、その中で手入れがされている森林と手入れされていない森林はどこにあるのか、経済林ととられている中にも手入れされている森林もあれば、防災目的であっても地域の方の意識が高くて整備されている森林もあるかも知れませんこの実態がキチッと把握されると新潟県としてはどの森林が手入れの必要な森林なのかが見えてくると思うのです。</p> <p>それが無い中で、単に概念的に分けて、概ねこれ位だろうと見積もったとしても、実際資金が集まった時にどこで何をやろうといったことが</p>

	<p>実態を把握してないままでは見えてきません。</p> <p>せっかく取った予算だから何等かの形で使います、みたいな形で終わってしまう可能性も出てきますので、その辺の実態把握というのが、県としてどこまでできているのでしょうか。</p>	
事務局	<p>委員のご指摘は公益機能低下を試算した5万5千ヘクタールの部分のことだと思いますけれど、これにつきましては、森林簿という簿冊が整理されております。</p> <p>これは一定程度の面積の森林を全て地番毎に調査をしたもので、国が試算しているのと同じ条件を当てはめて試算した数値が5万5千ヘクタールでございます。</p>	
委員	<p>現在、管理されている帳簿で具体的にどこまで実態が把握できるか、例えば何年に何本の木をどこに植えているか、何年か経過して間伐すれば数は減りますよね、その減った後にどう現状になっているのか。</p> <p>たとえば間伐の履歴も帳簿で把握できているのでしょうか。</p>	
事務局	<p>毎年補助事業で実施した森林整備とか、保安林整備事業等で実施したものについては、全て変更をかけて現状に合わせておりますし、そのほかにつきましても主な森林整備事業体でございます森林組合等に照会をかけながら修正をかけていくというようなところです。</p>	
委員	<p>今のお話ですと全部細かく管理されている様に聞こえるのですが、私が聞いていたのは、山でも山の奥の方に行くといった誰の所有か分からないような、見渡す限りが私の森林のはずだという人が2、3人いたりして実際には区切りもわからないし、実態というのが把握できていないのが現状ではないかなと、そこに齟齬がある様に思うのですけれども。</p>	
会長	<p>一応地積上は森林簿の中に分けられているが、現地に行って自分の山はここからここまでと言える人がいないということですよ。</p>	
事務局	<p>今の問題は、その通りで、一つの大きな問題として森林の所有者が判らない、境界の不明確化が一つ大きな問題です。</p> <p>これは森林に限らず土地利用全体の問題ですけれども、その部分については別途いろいろな施策をしておりますけれども、境界は別として</p>	

<p>会長</p>	<p>山の区域がどのような状態であるかというふうなことにつきましては、事務局の話した森林簿の中で把握していると思っております。精度の問題というのはいろいろあるとは思いますが把握はしております。</p> <p>今回資料 2-1 の左側の図がありますけれども、③の集落管理これが集落単位で個人の山をひとくくりで管理しているのが生産森林組合、そういったところは管理しやすいですし、対象も判りやすいですね。</p> <p>この③を区分したというのは実効的でいい方法じゃないかな。委員の指摘は現地が判りにくいというところで、このような明確なところでやっていくというのも一つの手かなという気はします。</p> <p>事務局もかなり困って作られたと思う資料 2-4 の条件不利地というのは、傾斜 30 度以上、スキーをしている方はわかると思うのですが 30 度の斜面滑れる人ってかなり上手じゃないと滑れないですよ。</p> <p>林業現場で 30 度の斜面で木を伐るのは凄く危険です。人工林の伐採では、多分これが一番後に残ると思います。作業員、作業班の危険を考えると多分普通はやらない。山北地区のように人工林地帯でそれほど危険でないような、雪もそれほど多くないような所であれば可能性もありますけれども、上越地区・中越地区で 30 度の斜面で通常の管理は普通やらないですよ。</p> <p>過去に植えてしまった場所をどうするのかという話ですね。</p> <p>スギだけでなくて広葉樹を含めて本当に公益的機能を発揮しなければいけないのであれば、人工林の急傾斜地、広葉樹林で手が入っていない所は、積極的に手を入れていくしかないと思います。人工林に関してはこのような区分は、ここはまず手が入っていないのだろうと思うのですが、そのあたりどうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは国の区分と、並べて作った県の区分でございしますが、適切どころかなと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>今の会長のお話では、そもそも 30 度の様なところに経済林があるというのがよく判らない気がしますね。その 30 度という所で森林・林業は、果たして営める適地なのかということ、この表の経済林の中に条件が不利な経済林ということで設定されていますが、30 度の傾斜地に植えるのは、むしろ地滑りを止めるとか防災目的で、木材として伐採するっていうよりは地滑りを防止するとか、むしろ公益目的のもので植えた場合が</p>

	<p>多いのではないかと思うのです。</p>	
<p>会長</p>	<p>30 度を超えていると稀ですよ、違いますかね。</p>	
<p>事務局</p>	<p>そこまで細かく分類していないのですが、確かに委員が言われるとおり、急な所が全部経済目的できちんと植えられた場所かどうかと言うと、今回は国の条件にならって斜面傾斜と生産力の条件でもって区分したので、場合によってはもともと防災的なものとして植えられたものがこの中に入ってくる部分もあるかと思えます。</p> <p>そういった所は引き続き公益的機能を発揮するために、経済林ではないけれど、必要というものが中には入っています。</p>	
<p>会長</p>	<p>かつて拡大造林という広葉樹を切ってスギをけっこう植えた時期があったのですが、スギを植えれば補助金が出るので、保安林に指定すれば、それで食べていくことができた地域もあるのですが、そういう所は傾斜 30 度みたいな所も含めて植栽してしまった可能性は十分考えられます。</p>	
<p>委員</p>	<p>事務局の方にお詫びしなければいけないのですが、私の方で1回目の時に経済林を除外していたのですが、仲間外れにしないで入れてということをお願いしたのがかえって煩わしいものになり大変申し訳ありません。</p> <p>要はこの条件不利を議論の中に入れてしまうとより混乱するのかなと。第2回の時に事例発表してくれましたが、あれも実は非常に特異的なもので、森林整備は終わった状態と、経済的に成り立たない状態のかなと思った中で、非常に立派なこういうやり方を聞いて、こういうやり方もあるのかと思ってはいたんですが、その後、林業関係の方に聞いてみたら、正に宝くじに近い様な感じの、本当に例としては少ないのだというのが実態で、経済的というよりもまず、森林が経済的に成り立たなくなって、どうすればいいというところで、国なり、県なり、行政の方で手を入れなければならないというところまで落ち込んでくるというところをスタートにした方がいいという感じがしています。</p> <p>あまり、深く切り込んでしまいますと論点が見えなくなってしまうので。</p> <p>簡単な単純な意味に考えた方が良くはないでしょうか。</p>	

委員	<p>関連して私も委員の意見と同じで、最初にどの森林を対象にするかということではなく、まずは公益的機能を発揮させていくために何が必要なのか、そのためにどこに投資しなければならないのか、資料 2-1 に左側に森林のイメージ図がありますが、おそらく全体に渡る公益的機能は本来発揮しているべきものであって、それを細切れに区分することは難しいのではないかと。</p> <p>だから公益的機能を発揮し続けていくために、何が必要なのか、新潟県としてそのために財源があるのかないのか、よその府県の様にそのために独自に課税するのかどうかという議論をされた方がいいのではないかなど。</p> <p>そろそろ委員会も終盤ですので。</p> <p>国はそのために所有者も地積も判らないものを市町村に法律を改正した中で位置づけて、そこに新しい税金を財源として市町村に投下する、国はそういう考えを出しつつある訳ですから。</p> <p>県として、公益的機能を発揮させるために財源確保としてどうするかという議論をそろそろしていければありがたいなと思います。</p>
会長	<p>今の資料 2-2 の表、ずっと左側のイメージのところですが、Before の左側の黄色いところ、真ん中に書いてありますけれども、条件が悪い森林、既存の補助事業では採算があわず、森林所有者による自発的な施業のみに期待するのは限界。</p> <p>これを右側の育成複層林に持っていきましょうという基準ですよ。これは非常に分かり易いシンプルなやり方だと思います。新潟の場合ここから外れる部分に関しては新潟独自で考えなければいけない、それが必要かどうかという議論ですよ。</p>
委員	<p>国は当然、これまで補助事業でやってきたことははっきりと用途を分けてこういうかたちで検討されていると思いますので、これから県が独自にやろうとしたら資料 4-1 の事業例がございますが、林業経済を活性化させた中で生産体制の担い手の確保とか、あるいは③から⑥の部分が大きな課題になってくるのではないのでしょうか。国と区分した中で、この部分に他の県の様に財源として充てていくのかどうか、更に行政的な言い方になるが、財源には限りがあるので、次にどの部分を対象として投下していくのか。ということかと思えます。</p>
会長	<p>国の場合、前提としては森林そのものに手を入れる中で2つ目の関連</p>

事務局	<p>政策も必要になってくるという流れ。これだけやるという訳にはいかないのかと思います。</p> <p>人材育成だけに投入という訳にはいかない。そこはどのようなのでしょうか。</p> <p>使途についてはまだ国の方も検討中で、さまざまな意見が出ております。まずは森林整備に特化するべきではないかという意見もあるし、必要な関連事業も対象だという意見もあります。</p> <p>37 府県で既に行っているものと重複が多くなるので、そういった面の調整も必要だろうと、さまざまな意見が出ております。</p>
会長	<p>基本的には森林の環境を回復させたいということから始まっていますので、どういう森林を対象にするのかという枠組みを、まず森林側で作っていくということで、この図ができたと思います。</p> <p>新潟の場合どのような枠組みを作っていくのか。</p> <p>今回の資料 2 の論点 1 の内容を確認、議論が必要だが、この区分で本当にいいのかということが出ています。</p> <p>人工林の部分を条件不利ということをやっていますが、条件不利のところは判りにくいというのが意見としてあるのではないかと感じます。</p> <p>資料 2-4 で作られた傾斜で区分していくということ。傾斜と樹木の平均成長率、要は人工林として育っていくのが難しい所、そこには経済的な機能を求めるのも厳しいので、林業としてはそこになかなか手を入れないだろうということで整理されたのかなと理解しました。</p>
事務局	<p>議論がいろいろありますので、今一度、大変恐縮ですが基本のところ事務局が提出した資料の考え方をご説明させてください。</p> <p>会長から特に資料 2-4、そして私共一番ご議論頂きたい資料 2-1 この 2 枚について今一度ご説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず資料 2-4 をご覧ください。太枠で囲ってありますのが条件不利地で、この条件不利地の定義は下の※ 1、※ 2 に示されているとおりでございます。</p> <p>この定義の考え方は国の示した考え方によっております。国は太枠の部分について、今検討している森林環境税（仮称）ここに税金を投入しようとしております。</p> <p>一方、既に先行している 37 府県についても、そこが導入している対象はこの太枠の部分と考えるべきで結構です。</p>

	<p>ただ他県の場合はこの太枠の部分定義するにあたって、もっとラフに設定して、ここまでのギチギチした定義でなくして対象としているところもあります。</p> <p>私ども新潟県がご提示できる客観的な拠り所というのは、国が示したものに基づいてやるのが一番ベターということでこの様に整理をしました。</p> <p>話は逸れますが、国と先行 37 県で二重課税の問題が議論されている。正にこの太枠の部分に 37 府県全部が投入しておりながら、国もここに突っ込もうとしています。そのすみ分けをどうするか、調整をどうするかが決着がつかない。そこは 37 府県で独自に考えなさいという意見も出ています。</p> <p>これが森林環境税の一番中核となる部分で、それは間伐です。間伐を徹底的にやっけて行こう、そのことで今失われつつある森林の特に公益的機能、公益的機能に対して経済的機能がある。経済的とは、正に伐採で収入を得てそれを業務にしてゆくことという考え方、ところが森林は両方の局面を持っているにもかかわらず、なかなか今、人・担い手がいなくなっています。</p> <p>そもそも木材がどんどん低迷してゆく中で、経済林としての経済的機能を殆ど果たさなくなってきました。</p> <p>条件のいい所からやっけて行くという話なので、この外枠の部分がどんどん敬遠されてほったらかしになってきてしまっています。</p> <p>したがって木がうっそうと茂って、少量の雨で倒れ、水がどんどん流れ、あるいはひとたび大雨が降れば木が流れてきて殺到しています。</p> <p>話が逸れたので戻しますと、国は太枠の部分について間伐のために税金を投入しようとしています。その整備主体、事業主体は誰か、市町村にしようとしています。</p> <p>一番問題なのは、境界の問題もあるが、境界を明確にして、事業をしていこうという中で、その機能を市町村にさせようとしているということ。</p> <p>一方、先行の他府県の場合はその点温度差がありバラバラで、事業主体を市町村にさせている所もあれば、県がしている所もある。あるいは県が森林組合に委託してやらせたりしております。他府県によっては間伐の話だけではなく、情報発信とか担い手等にも税金を投入している所も多々あるということです。</p> <p>国は間伐だけにするのか、他の面にも税金を投入するのかということについては未だ議論の最中で結論には至っておりません。</p>	
--	---	--

<p>会長</p>	<p>そこで我が県といたしましては資料 2-4 の頁にあるとおり、基本的には公益的機能が発揮されなくなりつつあるので、まずは外枠の部分に対する森林整備、メインは間伐ですが、本県としてどうするのかを基本的にはそのベースで考えて頂きたいと思います。</p> <p>これまでの議論の中に委員からも前回、前々回この資料 2-4 の太枠以外、左下部分についても、やはり林業も業として回らなくなってきていて、少しずつ敬遠されつつある場所があるので、そこが資料 2-1 の②の部分。太枠よりも左下の部分が条件的には準条件とでも言いましょか、そこも何かしらの材料を投入することで上手く業として回る様にして、右上の程ではないがある程度投入することで上手く循環させ、そこについても公益的機能も発揮させることが出来ないかというのが②の位置づけであります。そのことを改めて申し上げておきたいと思います。</p> <p>③、④はまた別の切り口で会長が話されたとおりです。同じようなことを説明していて大変申し訳ございませんが、これでまたご議論頂ければと思います。</p> <p>話を進めるためには①を後ろから決めて行った方がいいのかなと思います。</p> <p>明らかにやった方がいい所と、もう少し県で基準なりを整理してもらって、人工林の残りの部分を、委員の指摘もあったが、全く間伐をやっていない所がかなりあるとすれば、やはりそこはやらないでどうするのという話になってくると思う。その整理をもう一回やってもらった方がいいのかなと思います。</p> <p>やはり条件不利地の話が見えにくい。しかも国と重複してしまうということにもなっています。</p>
<p>事務局</p>	<p>仰るとおり範囲が重複しています。私ども客観的に見ても重複しております。先行している 37 府県がどうすみ分け調整を図っていくのかというところを見極める必要があります。</p> <p>その情報をこの委員会の中で提示して議論して頂くしかないというのが率直な感想です。</p> <p>このことは国と 37 府県の間でわかっており、国は太枠の間伐以外の所を府県でやればいいのかという言い方をしています。国を前提とすると 37 府県が今税を集めているが、投入する対象が大幅に減ってしまう可能性があります。</p> <p>そのすみ分けの仕方について、さまざまな意見があり、国は市町村を</p>

<p>委員</p>	<p>主体としているが府県では事業主体が市町村ではなくて県がやっている様な、あるいは方法が違う、あるいは実際の面積とかまで入って行って議論がなされるのではないかという状況であります。</p> <p>そこはいま少し状況を見極めさせて頂ければと思います。今、重複しているからダメという結論づけはまだ出来ない状況というのが正直な状況です。</p> <p>私は税法を専攻しておりますので税法の観点から言いますと、本来やっちはいけない国と地方の二重課税、同じ課税標準に対して国税と地方税が同じものに課税しています。</p> <p>これは完全に二重課税ですけれども、課税の対象は違うけれど、使う目的が一緒だという時にこれを二重課税というかというのと、必ずしも二重課税とは言わない訳です。</p> <p>例えば国が森林資源のため、条件不利地のために税金を使いますといった時に財源として充分であれば、別に地方税として集めて同じものに使う必要はないという議論はあるが、まだまだ足りない。足りない分を地方税として別途集めて同じ様に入れるのであればそれはそれでいい訳です。</p> <p>最初の話に戻ると税金を投入する際に、大きく分けて林業を生む可能性のある土地、所有者が上手く林業を営めば利益を生む可能性のある土地と、防災や地域の住民のための林があるとしたときに、税金としてお金を取ってそれを投入するといった時に一番筋が通るのは公益目的の土地です。</p> <p>利益を生む可能性の無い土地に対して、間伐や森林整備をすることは非常に理屈が成り立ちやすいと思います。だから国もそこに税金を入れようとしています。</p> <p>本来はうまく回せば利益を生み出す可能性がある適地であれば、所有者がその整備の資金を負担することが筋で、もし補助するのであれば特別の政策的目的による産業振興なり課税の公平とは別の形の補助金となってきます。</p> <p>だから、国の方としては税金として集めるのであれば、条件の良いところに税を入れるのは非常にやりにくい、という中で条件が不利、公共目的の森林にしましょう。仮にそうしたときに、県の方として入れる税金は、条件不利に入れるかもしれないが、財源が足りないということで付け足す形で運営するのかどうか。</p> <p>それは国の方である程度面倒をみるなら、県としては補助金で対応す</p>
-----------	---

	<p>るような形で本来の経済適地でうまくやれば林業が回る可能性があるが、今は十分に行われていない。そこにお金を使っていく税金として考えるのか、というところの判断になってくるのではないのでしょうか。</p>	
<p>会長</p>	<p>委員は経済的な観点も踏まえて、人工林の手の入れ方としての整理の仕方が必要ということですが、他に何か。</p>	
<p>委員</p>	<p>国税が入ってくる中で、加えて新潟も独自に入れるかどうかは、課税負担を考えると相当な理由がなくてははいけないと思います。</p> <p>今の国が考えている範囲からはみ出るのか。国の考えている金額が足りないか、結局、この2つしか正当化する理由はないと思います。どちらかについて、不足する理由を説明しなければならないと思います。</p> <p>なぜそこで、一般財源から必要額を回せないのか、税を徴収しなければならないかの理由を明確にこちらで述べる必要があるのかなあと考えています。</p>	
<p>会長</p>	<p>2人の意見で、総合して直していただく必要があるのかなと思っていますが、少し③番の話をさせていただいたのですが、そのあたりが対応可能かなと思ったのですが、このあたりはいかがですか。</p> <p>今集落管理されているが、とても今手が回らない、そこは人工林、天然林、いろんな林が集落として所有しているが、全く手が入られないという所があればそこに対して手をいれていこうという考え方があるのかなと思うのですが。そこに関して何かありますか。</p>	
<p>事務局</p>	<p>補足しますが、前回か前々回か委員からお話があったことですが、集落管理しているところで高齢化が進んでいるので森林の管理が非常に難しくなっているというお話がありました。</p> <p>その視点での切り口だったかと思いますのでそのことを少し補足します。</p>	
<p>会長</p>	<p>あとは④番の広葉樹林に関してですが、私も前々回にお話ししていたのですが、中越・上越の方はこちらの方がはるかに多いです。しかも、林業的にもスギでやっていけるような規模の所はあまりなくて、広葉樹の管理の中でスギも含めて、対応していくのが現実的ではないかと思えます。</p> <p>今の状態ではスギだけでは、あまりにも規模が小さくて、林業的に成</p>	

委員	<p>り立たないのではないかと思います。</p> <p>例えばブナ林が今回写真に出ているが、最近の木材価格を見るとブナの単価は場所によってはスギの10倍ぐらいというケースもあります。</p> <p>そういうものをうまく間伐をして生かしていけば公益的な機能を発揮させるのに、ブナ林のようなより価格の高い材を出していけば、全体的に森林を良くしていくという観点からはより効果的と考えています。</p> <p>新潟県の広葉樹は全国3位と高い位置にいて、新潟県と国の森林環境税の違いを出していくためには、こういうものを、組み込んでいくのは必要かと思います。</p> <p>全体に③④⑤番をどのように評価していくのかということですが、今の①②番のところの経済林の区分の考え方が、きちんと整理できていない状態かなと思います。</p> <p>③④については整理していく中であってもいいのかなという見解はどうでしょうか。</p> <p>確認ですが、条件が不利な所は公益目的でしか期待できないということでそこに税金を投入することは、異論が出にくい。それは、地方税であっても国税であっても、一番議論が起きづらいところであるが、問題は条件が悪くない場所で本来の筋からいうと林業で回せばいいが、しかし、実際は木材の需要がなくて林業が回せないというふうな判断に立つならば、条件が良くとも経済林として成り立たない自立しないのだから、そうは言っても荒れたままではいけない。</p> <p>そこで公益的な目的で維持しなくてはならないなら、条件が悪くなくても木材に対する需要は限られる、あるいは利用の体制が整っていないという中で、そこに一定の公益性を認めて、それに対しても地方税として集めたお金をそこに投入するのを考えるのかどうか。その判断ですよ。</p> <p>そのための判断材料として、1回目に木材需要の資料を求めたのもその判断材料としてですが、単に条件が良いからすべて成り立つのであれば問題はないわけで、需要があるが伐り出すための道が整備されていないので、民間業者もコストがかかって伐り出せない。その道を整備することで民間業者が入って、採算に合うコストで伐り出せるのであれば売れるようになるのであれば、それがきっかけとなって、木材の経済としての循環ができるという環境と判断できるのか、それともそもそも需要がないのか、そうであればプライベートでしてくれとは言いにいくなると思います。</p>
----	---

	<p>全体としての環境保全の中で条件の悪いところと同じように考えていかざるを得なくなります。その判断の前提をどう考えるか。委員会としてどう考えて、それについてどう確保していくかと思います。</p>	
会長	<p>今のところですよ。委員の先ほどのお話もそういうことですよ。</p>	
委員	<p>最初の委員会の時にもお話ししたのですが、ある製材事業者とお話したときに国産材の需要が伸びてきているが、新潟県産、長岡産を使いたいがロットが小さい、常に必要な量が確保できない。だから他県産、全国に網を張って集めていると。</p>	
	<p>地域の供給量生産力を高めていくのかというのも議論としてあってもいいのではないかと思います。</p>	
会長	<p>経済林が経済的に回るようであれば、結果的に公益的機能が発揮されるような林に変わって行きます、ということがきちんと説明できるかどうかです。</p> <p>当然今の林で、伐採してもしなくてもあまり変わらないようなところであれば、これは手を入れる本来の目的から外れてしまうので、そこだと思います。今回の区分の中でも結局そういうことです。</p> <p>公益的機能の低下が懸念というのは、手を入れなければ懸念されているので手を入れるということですよ。</p> <p>枠の中では一応書かれてはいるのですけれども、公益的機能の低下の部分がどうもはっきりしないところに議論があって、もう一つは、国との関係性が現段階では明確ではないので、ダブったらどうするのかです。そこは大丈夫ですか。</p>	
事務局	<p>おっしゃる通りだと思います。事務局の方でまたそこをご提示できる資料を整えていきたいと思っています。</p>	
委員	<p>経済林というのが非常にその判断が難しいのです。実際に間伐が行われていない経済林がある訳ですが、当初は経済林として植林したわけですよ。でももう伐り出す能力もない、放置したまま。これを経済林とするかどうかというのは、難しい判断だと思います。もう一つはスギであればスギの価値はたくさんあると、用途によって。山北地区のスギは良いスギなので、新潟県の中で一番価格の高いスギだと思います。</p> <p>間伐で出てきた8cmくらいの間伐(材)、これでも輸出できるのです。</p>	

	<p>欲しい国は日本以外でもあります。その価格はね、倍以上でしょ、同じスギでもね。</p> <p>だから要するにスギというものの価値というのは、ひとつではない。そのために育てる訳ですよ。育てていけば価値が高まるかもしれないけど、でもそのために経済的行為をしてきたのに、実際にはその価値に至っていないので伐り出せないということですよ。だから、そのことに対してたとえば公金をどうやってつぎ込むかというのは、これは難しい、非常に。</p> <p>事務局がおっしゃったように、国は間伐するためというのも、森林の保全のためには絶対に必要なことだと思うが、要は、経済林なのか何なのか、一応経済林になっているけれども経済林になってない林もたくさんある訳だから、どうやって区別するのということになってきます。</p> <p>そうすると、特定の業者にはメリットが出て、要するに森林所有者で森林経営をしている人たち、苦勞されている人達には公金が行かないという話になってくると、これはまた不公平ではないでしょうか。</p> <p>使い道みたいなものをかなりうまく表現していかないと、県民から森林税を徴収するよというときに一番問題ではないかと思います。</p>	
会長	<p>国も同じような課題を抱えていると思いますので、これは、委員がお話した部分というのは整理しておく話で、先ほど経済林のところに関しても、もう少し県の方で検討していただければというふうに思います。それで、③番④番に関しては強い反対がなければ、見込んでいく前提で作っていただくことでいいと思います。</p> <p>あまり時間がないのですが、公的関与が必要な施策の部分に関しては、担い手対策とか、事業体と森林所有者との関係構築ということに関しては、反対される方はいますか。</p>	
委員	<p>質問なのですが、担い手というときに、間伐をする人を担い手というのか、それとも将来に渡って林業としてそれを支えていく、地域として、そういう担い手を育てるのか、担い手というときにどういう担い手を意図しているのか確認しておきたいのですが。</p>	
会長	<p>これは、資料 3-1 のところに書いてあると思うのですが、「森林技術員」ですかね。「森林技術員」というのはいわゆる作業員という考えでいいですかね。</p>	

事務局	<p>いわゆる「森林技術員」と申しまして、森林組合等の林業事業体で、直接山の方で作業される方でございます。</p>
会長	<p>経営全般を考えていくようなタイプの人ではなくて、技術員になっているような方と考えていいですね。</p>
委員	<p>とすると国のお金で定期的に新たな税金も入って、条件も悪い所も含めて、毎年のように間伐をされるということであれば、当然その人たちには技術者があたることになりますから、当然そこで養成されていくし、維持されていくということになる訳ですよ。私はそうではなくて、担い手というのはもう少し林業の担い手を何とか地域で育てていくとか、そういう意味かと当初は思ったのですが、そうではないのですね。</p>
会長	<p>本来ならば一番大事なところがそこですけども、そこは残念ながら今回の議論とは違うようですね。</p> <p>あと事業体と森林所有者との関係構築ということで、市町村はこれが動き出すとかなり業務が増えてくるだろうということで、相当大変になってくると思います。</p> <p>そこに対する支援も含めて、当然必要な部分だと思います。国の対応によって、これは県で考えていくというふうに整理してもいいですよ。</p> <p>国の検討内容がよく分かっていないので、そこは見えてから、そこをにらみながら県の対応を考えていく。ただ原則として対応していくということに関しては異論がないということでまとめさせていただいていいですか。</p> <p>ということで全般に公的関与が必要な森林の範囲に関しては、先ほどの資料 2-1 の図あるいは 2-5 の図で整理されている形で進めることになると思うのですが、問題は基準が分かりにくい、国との関係性もまだ不透明ですので、それをにらみながら、もう一度ここを整理していただくということよろしいでしょうか。</p> <p>それで、今日は規模のところの話まで行かなかったのですが、結果的に出てくる話でもありますので、今後更に話が進んだところで規模に関しても触れていただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>あと、公的関与が必要な関連施策に関しても、今お話しが出たとおりで、基本的に必要なのだけど、国がどういう対応をしてくるのかということを見ながら今後県としてもこの部分を考えていただくというふうに整理をしたいと思います。</p>

今日の2つのポイント、資料2と資料3のところは、そういうまとめにしたいと思います。

それでは予定しておりました時間になりましたので、本日の議論はこれで終了いたします。本日の議論のまとめを踏まえて、また事務局の方で整理をお願いしたいと思います。では、以降の進行を事務局に引き継ぎたいと思います。ご協力ありがとうございました。

(閉会)